

学校給食費についてのお知らせ

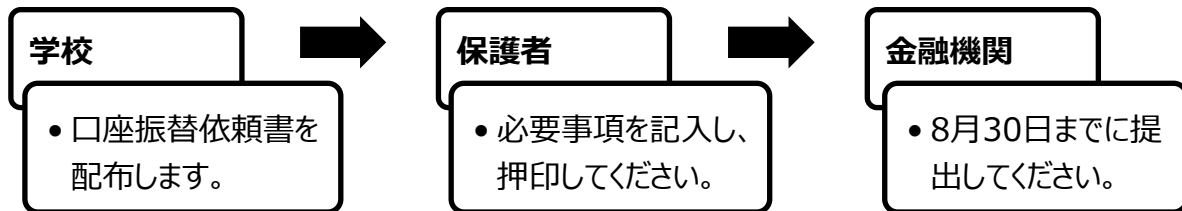
口座振替の手続きをお願いします

来年度から、学校給食費を真庭市の会計で管理する「公会計」制度に移行します。現在、学校給食費は各学校・調理場が保護者口座から引き落としをしていますが、来年度からは真庭市が保護者口座から引き落としをします。このため、口座振替の手続きが改めて必要となりますので、手続きをお願いいたします。

- ※ 一度手続きを行うと、中学校卒業まで、真庭市内小中学校への進学、転校の際に新たな手続きは必要ありません。
- ※ 現在、中学3年生の方は、手続きは不要です。
- ※ 口座振替にかかる手数料は、真庭市が負担します。

口座振替手続きについて

「学校給食申込書兼口座振替依頼書」を金融機関に提出してください。記入の際は、ボールペン（消えるボールペンは不可）で強めに書いてください。きょうだいがいる場合には、それぞれ提出してください。それぞれ違う口座を指定することができます。



提出する際には、通帳、届出印、身元を確認できるもの（運転免許証等）をお持ちください。

口座振替ができる真庭市指定金融機関★どこの支店の口座でも利用できます。

真庭農協	びほく農協	中国銀行	トマト銀行
津山信用金庫	備北信用金庫	倉吉信用金庫	ゆうちょ銀行

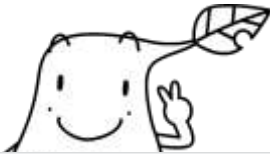
- ※ 「真庭農協」と「びほく農協」は、来年4月から「晴れの国岡山農協」になります。
- ※ 口座名義人は、保護者や児童生徒以外の人でも登録できます。
- ※ 指定する口座は、いつでも変更できますが、手続きに1か月半程度かかります。

提出期限 **令和元年8月30日（金）**

期限後に提出する場合には、教育総務課までお問い合わせください。

問い合わせ先
真庭市教育委員会教育総務課
電話 0867-42-1085
メール kyohikusohmu@city.maniwa.lg.jp

口座振替依頼書の書き方や学校給食費、公会計については、次のページで説明します。



児童・生徒1人ずつ提出してください。
フリガナの姓と名の間は、1字空けてください。
生年月日の元号は、必ず〇で囲ってください。

<記入例>

真庭市学校給食費
学校給食申込書兼口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (金融機関保管)
(新規・変更)

取扱金融機関名
晴れの国岡山農業協同組合 久世 支店・支所
中国銀行 下マト銀行 御中
津山信用金庫 備北信用金庫
倉吉信用金庫 ゆうちよ銀行
※該当する金融機関を〇で囲んでください。

令和元年7月31日

保護者等 (納付義務者)	住所	(〒 719 - 3201) 真庭市久世2927-2
	フリガナ	マニワ ハナコ
	氏名	<input checked="" type="radio"/> 3.昭和 <input checked="" type="radio"/> 4.平成 <input type="radio"/> 5.令和 真庭 花子 60年5月4日生 TEL (090) ****-****

金融機関コード

7	8	5	9	0	1	1
---	---	---	---	---	---	---

「真庭農協」と「びほく農協」の場合は、「晴れの国岡山農業協同組合」に〇

が真庭市立学校に在学(在勤)する期間中の学校給食を申し込みます。

児童 生徒 教職員等	学校名	真庭 <input checked="" type="radio"/> 小学校・中学校 1年1組
	フリガナ	マニワ ジロウ 生年月日
	氏名	<input checked="" type="radio"/> 3.昭和 <input checked="" type="radio"/> 4.平成 <input type="radio"/> 5.令和 真庭 次郎 25年1月1日生

また、私が納付すべき学校給食費を令和2年5月分から、次の預貯金口座から口座振替の方法により納付したいので、裏面約定に基づき依頼します。

指 定 預 貯 金 口 座	預金の種別	<input checked="" type="radio"/> 1.普通(総合) 2.当座 3.その他()		
	農協・銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号(右詰めで記入)	1 2 3 4 5 6 7	
	ゆうちょ銀行	記号(6桁目がある場合は※欄に記入)	番号(右詰めで記入)	
		※		
	預貯金口座の名義人	払込先口座番号 01370-0-960887 払込先加入者名 真庭市会計管理者 フリガナ マニワ タロウ 氏名 真庭 太郎 生年月日 <input checked="" type="radio"/> 3.昭和 <input checked="" type="radio"/> 4.平成 <input type="radio"/> 5.令和 55年3月4日生 住所 (※ゆうちょ銀行の場合のみ記入)	口座名義人の承諾印 お届け印 <input checked="" type="radio"/> 真庭 払込日:毎月月末(12月は25日) ※4月は除く	

※納付義務者と預貯金口座の名義人は異なって構いません。

振替業務	振替方法	種目コード	金融機関受付印	真庭市受付印
学校給食費	各期(11期)	166		
	5~3月	契約種別コード 30		

- ※この申込書兼依頼書は、児童・生徒ごとに一部ずつ提出が必要です。
- ※この申込書兼依頼書は、ご利用の金融機関へ直接提出してください。
- ※この申込書兼依頼書は、児童・生徒が真庭市立中学校卒業まで、または、真庭市立学校以外の学校へ転校するまで有効となります。
- ※金融機関の受付日から手続終了まで1ヶ月程度かかる場合があります。
- ※裏面の約定をご確認ください。

検印	印鑑照合	受付

◎承諾印・お届け印については、2枚目にも必要です。

「農協・銀行等」または「ゆうちょ銀行」のどちらか一方のみ記入してください。

学校給食費の額（予定）について

学校給食費（完全給食1食あたり） 現在と同じ金額となる予定です。

小学校	270円
中学校	310円

アレルギー・乳糖不耐症等により給食の一部又は全部を受けない場合には、給食費の一部又は全部を減免します。

学校給食費の徴収月額（予定）について

	4月	5～2月	3月
小学校	徴収しない	4,800円	調整額
中学校	徴収しない	5,500円	調整額

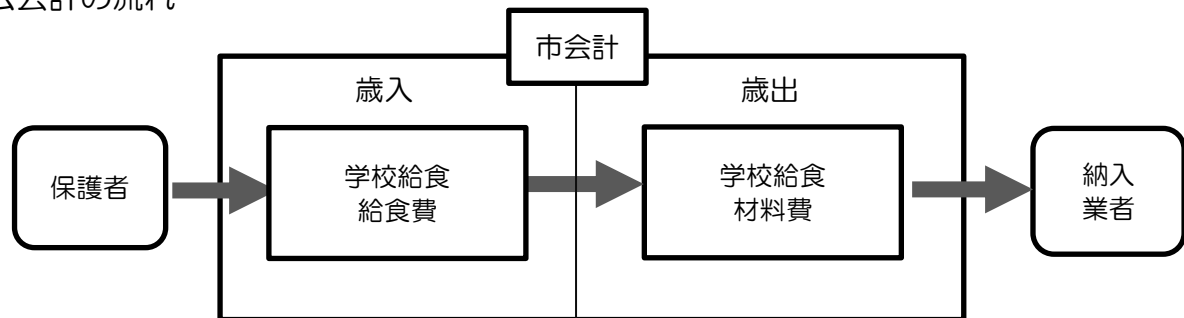
5月から翌年3月まで、毎月末（12月は25日）に徴収します。

3月は、学校給食提供回数によって調整します。

※ 一年分をまとめて支払うことはできません。

公会計について

○公会計の流れ



○公会計化の目的

1. 市の会計の中で、学校給食費の管理を適正化し、予算決算を公表します。
2. 食材購入費を予算化することで、計画的な給食提供ができます。
3. 学校給食費管理者を明確にし、早期に未収金の対応をすることができます。
4. 真庭市債権として管理することで、民生部門や債権回収部門と連携した滞納対策を行うことができます。
5. 給食費の徴収管理、督促業務等が、学校・調理場から市に移行するため、教職員の時間的・精神的負担が軽減できます。



<参考資料>

学校給食法（抜粋）

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（経費の負担）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

Q & A よくある質問

Q1 今も口座振替で支払っていますが、どうして改めて手続きをしないといけないのですか。

A1 現在は、各学校や調理場の口座へお支払いいただいておりますが、来年度からは、「真庭市」の口座にお支払いいただくこととなります。このため、今回手続きが必要となります。ご理解ください。

Q2 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか。

A2 真庭市から納付書を送付します。市指定金融機関、コンビニ又は市役所収納窓口でお支払いください。直接学校に支払うことはできません。

Q3 小中学校に通っている子どもが2人います。2枚書く必要がありますか。

A3 児童生徒一人ずつ口座振替の手続きが必要なので、2枚書いてください。それぞれ違う口座でも同じ口座でも指定することができます。

Q4 学校給食費以外の学校の集金はどうなりますか。

A4 学校給食費以外の集金は、今までどおりです。

Q5 口座振替依頼書を書き間違えました。用紙はどこにありますか。

A5 真庭市役所教育委員会事務局、各振興局、各学校、市内の指定金融機関（1ページ中段に記載）に設置しています。

Q6 金融機関コードがわかりません。

A6 金融機関の窓口にお問い合わせください。

学校給食費の公会計に関することや口座振替手続き等でご不明な点がありましたら、1ページの真庭市教育委員会教育総務課までお問合せください。